

平成29年6月16日  
中部地方整備局

## 契約違反に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

- ①三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号  
②株式会社東通インターナショナル 東京都文京区小石川1丁目21番14号

2. 指名停止措置期間：平成29年6月16日から平成29年6月29日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

## 4. 事実概要

三菱電機（株）が仕様書に基づき、適正に廃棄処理することになっていたカメラが破碎処理されておらず、仕様書の内容に反する行為を行ったことが、平成28年8月9日に三菱電機（株）からの報告により判明した。

三菱電機（株）は、カメラの破碎処理を確実に行わなければならないことを承知していたにも関わらず、廃棄処理を下請業者に任せ、書類(マニフェスト)確認のみとなっていた。

三菱電機（株）は、カメラの破碎処理について適切に監督しておらず、また一次下請業者である（株）東通インターナショナルも破碎処理を二次下請業者に任せ、適切に監督しなかったことは、三菱電機（株）及び（株）東通インターナショナルの監督に過失があったものである。

## 5. 指名停止措置理由

三菱電機（株）及び（株）東通インターナショナルが、業務請負契約において仕様書の内容に反する行為を行ったことは、信頼関係を著しく損なう行為であり「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第4号(契約違反)に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、それぞれ2週間とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第1&gt;

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴  
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138